

三次市教育委員会告示第 号

三次市学校支援員配置事業実施要綱を次のように定める。

平成 2 1 年 3 月 日

三次市教育委員会委員長 前 田 茂

三次市学校支援員配置事業実施要綱

( 目的 )

第 1 条 この告示は、市内小中学校の教育活動をより充実するため、校長が必要とする教育補助活動に対して三次市学校支援員（以下「支援員」という。）の派遣を行うことで、学校における教育活動を充実し、児童生徒を支援することを目的とする。

( 派遣の申請 )

第 2 条 支援員の派遣を希望する校長は、三次市学校支援員派遣申請書（様式第 1 号）により、教育委員会に申請するものとする。

( 派遣の決定 )

第 3 条 教育委員会は、前条に規定する派遣申請書を受理したときは、支援員の派遣の可否を決定し、その旨を三次市学校支援員派遣決定通知書（様式第 2 号）により校長に通知するものとする。

( 派遣期間 )

第 4 条 派遣期間は、4 月 1 日から当該年度の末日までとする。

( 支援員の身分 )

第5条 支援員は、三次市臨時的任用職員に関する規程（平成16年三次市訓令第18号）による臨時的任用職員とする。

（支援員の任用）

第6条 教育委員会は、この事業の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある者であって、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく各相当学校の教員の相当免許状を有する者のうちから支援員を任用する。

（支援員の職務）

第7条 支援員は、校長の指導のもと担当教員と協力し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 通常の学級に在籍し、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等により、生活及び学習上の困難を有する児童生徒に対し、学習活動における指導の援助及び学校生活を送るうえでの援助
- (2) いじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など課題のある児童生徒が在籍する学級に対する支援
- (3) 放課後や長期休業中の学習支援
- (4) 担任等教員の教務事務補助
- (5) その他、事業の趣旨に照らして校長が必要と認めること

2 校長は、第1項第1号に掲げる職務に従事させる時は、保護者及び必要に応じて専門家からの意見を聴き、児童生徒に係る個別の教育支援計画及び指導計画（以下「支援計画」という。）を作成しなければならない。

3 支援計画は、学習支援等の効果について検証し、その結果を反映させていくものとする。

（守秘義務）

第8条 支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（派遣の中止）

第9条 教育委員会は、次のいずれかに該当すると認めるときは、派遣期間満了前であっても派遣を中止することができる。

- (1) 当該支援員が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 第7条第1項第1号に規定した児童生徒の指導状況の改善、転校等の状況変化が生じたとき。

(実施報告及び賃金の支払)

第10条 校長は、三次市学校支援員勤務実績書(様式第3号)を作成し、実施月の翌月5日までに教育委員会に報告するものとする。

2 教育長は、前項に規定する報告を受けたときは、支援員に対して賃金を支払うものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 校長は、支援員の派遣期間が終了したときは、速やかに三次市学校支援事業実績報告書(様式第4号)を教育委員会に提出するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

様式第 1 号 ( 第 2 条関係 )

第 号  
年 月 日

三次市教育委員会委員長 様

三次市立 学校  
校長 印

三次市学校支援員派遣申請書

三次市学校支援員配置事業実施要綱第 2 条の規定により,学校支援員の派遣を申請します。

- 1 児童生徒数,学級数及び実施要綱第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる対象児童生徒数

児童生徒数	学級数	対象児童生徒数
人	学級	人

- 2 学校支援員を申請する理由 ( 課題等の状況を詳しく記入すること。 )

- 3 取組状況

- 4 活動計画

様式第2号(第3条関係)

三次教学発第 号

年 月 日

学校長 様

三次市教育委員会 印

三次市学校支援員派遣決定通知書

年 月 日付け 号で申請のあった三次市学校支援員の  
派遣申請については、次のとおり派遣することに決定したので通知します。

学校名	
派遣期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

三次市教育委員会委員長 様

三次市立 学校  
校長 印

三次市学校支援員配置事業実績報告書

三次市学校支援員配置事業実施要綱第11条の規定により、三次市学校支援員配置事業実績報告書を提出します。

1 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 児童生徒数、学級数及び実施要綱第7条第1項第1号に掲げる対象児童生徒数

児童生徒数	学級数	対象児童生徒数
人	学級	人

3 重点課題及び支援員の活用方法

--

4 支援員の活用による成果

--

5 支援員の活用における課題と今後の取組について

--

